

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関）	Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関）
Ⅲ－１～Ⅲ－２ （略）	Ⅲ－１～Ⅲ－２ （略）
Ⅲ－３－１～Ⅲ－３－７ （略）	Ⅲ－３－１～Ⅲ－３－７ （略）
Ⅲ－３－８ 情報開示の適切性等	Ⅲ－３－８ 情報開示の適切性等
（１） （略）	（１） （略）
（２）主な着眼点	（２）主な着眼点
①～③ （略）	①～③ （略）
<u>（新設）</u>	④ 清算機関は、「 <u>金融市場インフラのための原則</u> 」及びこれを補足する「 <u>情報開示の枠組みと評価方法</u> 」並びに「 <u>清算機関のための定量的な情報開示基準</u> 」（注）を踏まえた情報開示を定期的に行っているか。
	<u>（注）・CPSS 及び IOSCO「情報開示の枠組みと評価方法」（2012 年 12 月）</u>
	<u>・CPMI 及び IOSCO「清算機関のための定量的な情報開示基準」（2015 年 2 月）</u>
（３） （略）	（３） （略）
Ⅲ－４ （略）	Ⅲ－４ （略）
Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関）	Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関）
Ⅳ－１～Ⅳ－２ （略）	Ⅳ－１～Ⅳ－２ （略）
Ⅳ－３－１～Ⅳ－３－７ （略）	Ⅳ－３－１～Ⅳ－３－７ （略）
Ⅳ－３－８ 情報開示の適切性等	Ⅳ－３－８ 情報開示の適切性等

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(1) (略) (2) 主な着眼点 ①～③ (略) <u>(新設)</u> (3) (略) IV－4 (略) V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） V－1～V－2 (略) V－3－1～V－3－6 (略) V－3－7 情報開示の適切性等 (1) (略) (2) 主な着眼点 ①～③ (略) <u>(新設)</u>	(1) (略) (2) 主な着眼点 ①～③ (略) ④ <u>資金清算機関は、「金融市場インフラのための原則」及びこれを補足する「情報開示の枠組みと評価方法」(注)を踏まえた情報開示を定期的に行っているか。</u> <u>(注) CPSS 及び IOSCO「情報開示の枠組みと評価方法」(2012 年 12 月)</u> (3) (略) IV－4 (略) V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関） V－1～V－2 (略) V－3－1～V－3－6 (略) V－3－7 情報開示の適切性等 (1) (略) (2) 主な着眼点 ①～③ (略) ④ <u>振替機関は、「金融市場インフラのための原則」及びこれを補足する「情報開示の枠組みと評価方法」(注)を踏まえた情報開示を定期的に行っているか。</u> <u>(注) CPSS 及び IOSCO「情報開示の枠組みと評価方法」(2012 年 12 月)</u>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
（３）（略） V－４（略） VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関） VI－１～VI－２（略） VI－３－１～VI－３－４（略） VI－３－５ 情報開示の適切性等 VI－３－５－１ 主要な規則等の開示 （１）（略） （２）主な着眼点 ①～③（略） <u>（新設）</u> （３）（略） VI－３－５－２（略） VI－４（略）	（３）（略） V－４（略） VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関） VI－１～VI－２（略） VI－３－１～VI－３－４（略） VI－３－５ 情報開示の適切性等 VI－３－５－１ 主要な規則等の開示 （１）（略） （２）主な着眼点 ①～③（略） ④ <u>取引情報蓄積機関は、「金融市場インフラのための原則」及びこれを補足する「情報開示の枠組みと評価方法」（注）を踏まえた情報開示を定期的に行っているか。</u> <u>（注）CPSS 及び IOSCO「情報開示の枠組みと評価方法」（2012 年 12 月）</u> （３）（略） VI－３－５－２（略） VI－４（略）